平成２２年（フ）第７５２号
埼玉県八潮市中央１丁目18番地５　グリーンパーク第５八潮209号室
債務者　松崎えり子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
埼玉県熊谷市宮本町145番地１　オリエンタルマンション610号
債務者　金　　信子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５７１号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目３番地２　上柴パークハイツＡ棟202号
債務者　中嶋　　修
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１号
埼玉県本庄市児玉町児玉1278番地２　根岸住宅西３号
債務者　小松　睦美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２号
埼玉県深谷市秋元町145番地10
債務者　榎本　美代
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２６２号
新潟県南魚沼市西泉田197番地５、前住所新潟県南魚沼市東泉田1052番地８
債務者　畔上　　傑
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
新潟県十日町市馬場丙834番地１
債務者　津畑よし子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
新潟県長岡市堺町890番地８
債務者　桑原　保人
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
新潟県三島郡出雲崎町大字神条408番地
債務者　河野　　潤
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
岡山県倉敷市老松町３丁目12―30　リトルハイツＮｏ．６―102号、住民票上の住所福岡県春日市弥生４丁目63番地アビタウノ春日101号
債務者　北村　欣也
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
岡山県総社市溝口49番地１　レオパレスウイング210号
債務者　安達　千佳
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
釧路市東川町20番８号　ハイツひろＣ号室
債務者　成田　一也
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３８０号
釧路市文苑４丁目16番５号
債務者　児玉　有史
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８号
釧路市鳥取北６丁目４番16号
債務者　児玉　昌平
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第９号
釧路市鳥取北６丁目４番16号
債務者　児玉　久子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

財産状況報告集会の期日の変更

平成２２年（フ）第５０号
北海道根室市清隆町１丁目39番地
破産者　大西建設株式会社
財産状況報告集会の期日を平成23年５月27日午前10時30分と変更する。
平成23年１月25日　釧路地方裁判所根室支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３８８４号
大阪市北区東天満２丁目７番16号
破産者　トーイン商事株式会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部